

逗子市重点対策加速化事業補助金

No.	分類	質問	回答
1	共通事項	申請期限はいつまでですか	令和8年度分については、令和9年1月15日（金）が申請期限となります。 ただし、予算がなくなった場合は、申請期限の前でも受付を終了します。
2	共通事項	申請方法を教えてほしい	電子申請または郵送となります。市役所窓口では受付できません。 申請方法の詳細は、市ホームページをご確認ください。
3	共通事項	申請の受付は先着順ですか？	受付は先着順です。 ・ただし、事業内容（着工予定日、完了予定日、金額等）を審査し、不備が発覚した場合には修正や再提出をしていただくこととなり、その分後ろ倒しとなりますので、確実に先着順になるというわけではありません。 ただし、申請の合計額が予算額を超えた場合は、事業内容（着工予定日、完了予定日、金額等）を考慮した上で、申請を受理する方を決定します。
4	共通事項	予算はあとどれくらい残っているか？	本市重点対策加速化事業費補助金のページに申請状況を随時更新して掲載していますのでご確認ください。 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/1007555/1012671/index.html
5	共通事項	申請書類及び実績報告書類について、見積書等の書類がそろっていない状態で、提出することは可能ですか？	申請等に必要な添付書類がそろっていない状態での受理はできません。 書類の内容に不足や不備等がある場合も同様です。
6	共通事項	申請書の提出から交付決定まで、どれくらいの期間がかかりますか？	申請書の提出から交付決定まで、1か月程度を想定しています。 ただし、申請書類に不備・不足があった場合は、修正等が完了するまで受理できませんので、さらに時間がかかることがあります。
7	共通事項	本補助金と併せて"国"の補助金を受けることは可能ですか？	原則、国の補助事業との併用や国庫金が財源となる他の地方公共団体が実施する補助金との併用はできません。 ただし、補助対象とする設備（部材）が被らない（同一の設備に対する工事でない）ことが確認できれば併用が可能です。
8	共通事項	本補助金と併せて"県"の補助金を受けることは可能ですか？	県の補助事業と併用可能です。 申請期間や予算額等は各補助制度のホームページをご確認ください。
9	共通事項	すでに実施（契約、着工等）している事業は補助対象になりますか？	原則、市の交付決定日より前に実施している事業は補助の対象外となります。 ただし、令和7年4月1日以降に事業着手したものについては、事前着手届を提出することで補助対象となります。
10	共通事項	年度をまたいでの事業は対象になりますか？	事業期間は、令和8年4月1日以降のもので、令和9年2月15日（月）までに実績報告の提出が可能なものに限ります。 工期の延長などにより、年度をまたいでの事業は補助対象外となりますのでご注意ください。
11	共通事項	事業の「開始」と「完了」は、どのタイミングのことをいいますか？	開始日は、補助対象設備の契約締結又は工事着工日のいずれか早い日となります。 完了日は、補助対象設備の引き渡しを受け、補助対象経費の支払が完了した日となります。
12	共通事項	事業完了等に関する現地での確認等がありますか？	必要に応じて現地確認や関係者への聞き取りを行うことがあります。
13	共通事項	補助金は、いつごろ支払われますか？	実績報告書を受領してからおおよそ1か月程度を想定しています。 ただし、市の支払い可能のタイミングにより前後する可能性があります。
14	共通事項	設備の更新（買い替え）は対象となりますか？	補助の対象となります。
15	共通事項	逗子市外の工事事業者等に発注しても問題ないか？	問題ありません。
16	共通事項	施工前（施工後）の写真を撮影し忘れてしまったが、問題ないか？	申請にあたり、設置前後の写真は必須となります。 添付が確認できない場合、補助金の交付はできませんのでご了承ください。
17	共通事項	直近1年の月別電力消費量分かる資料について、引越し等により過去の資料を提出できない場合どうしたらよいのか？	基本的には12カ月分の提出が必要となります。提出が難しい場合は、個別に理由を確認しますので、事務局まで事前に相談してください。

18	共通事項	自家消費率とはなにか？	<今回導入する再エネ設備で発電して消費した電力量> ÷ <今回導入する再エネ発電設備で発電する電力量> = の計算で自家消費率を求めます。電力量は、導入後のモニター等で確認してください。
19	太陽光発電設備	なぜ、FIT・FIP制度は対象外になるのか？	当補助金は国（環境省）の交付金を財源に、各市町が実施しているものです。そのため、国の売電制度であるFIT/FIPなど、国の制度利用の重複は認めていません。
20	太陽光発電設備	設置場所の制限はありますか？	原則、逗子市の住宅・工場・事務所等の屋根に設置されるものに限ります。ただし、新たな土地造成を伴わない土地への設置は対象となります。
21	太陽光発電設備	賃貸マンションや貸しアパートへの設置は補助対象となりますか？	補助対象となります。その場合、「事業用」として申請いただけますが、自家消費率の達成にご注意ください。
22	太陽光発電設備	すでに太陽光パネルを設置済みの住宅・建物に追加で蓄電池を導入する場合、補助対象となりますか？	補助対象外となります。
23	太陽光発電設備	設備の増設は対象となりますか？	補助の対象となります。ただし、増設に伴い新規に蓄電池等導入する場合、増設した設備のみ接続が可能であるなどの制限があります。申請前に各要件に適合することの確認を十分に行ってください。
24	太陽光発電設備	事業者が太陽光発電設備と家庭用の蓄電池を導入する場合、補助対象となりますか？	補助対象となりますが、事業用としての申請になります。
25	太陽光発電設備	ポータブル（プラグイン）ソーラーなどのコンパクトな太陽光パネルは対象となりますか？	1 kWを満たさないポータブル用等の常設でない場合、自家消費率を確認できないため対象外になります。
26	蓄電池	蓄電池の仕様や規格に定めはありますか？	以下いずれかの基準を満たす必要があります。 ・ JISC8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。 ・ リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JISC4412の規格を満たすこと。ただし、電気製品認証協議会が定めるJISC4412適用の猶予期間中は、JISC4412-1若しくはJISC4412-2の規格も可とする。
27	蓄電池	蓄電池の補助対象経費に「塩害防止」などのオプションは含められますか？	対策を講じないことで耐用年数期間の使用ができないおそれがあるなど、合理的な説明ができるのであれば交付対象になり得ます。